

令和4年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 午前10時から10時40分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 それでは、皆さん、大変ご苦労さまでございます。今期最後の農業委員会、お世話になります。よろしくお願いいたします。

委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、若林想一郎委員、4番、町田多委員、ご兩名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第4号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号番号1について説明いたします。

議案第4号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は1,757平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり町内の法人で、譲渡人は、町内及び東京都練馬区在住の方であります。申請理由はジビエ解体施設（レストラン併設）で、権利の種類は所有権の移転となっております。

4ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西コミュニティ広場の南、約100メートルのところ申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、鳥獣

害対策で捕獲した獣の解体施設及び肉の加工・販売、レストランの併設を行いたいとの申請でございます。なお、施設の性質上、隣接する住宅等がなく人目につきにくく、一定以上の広さが確保できることが条件で、今申請地において今回協議が調ったとのことで申請に至ったものであります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、本来であれば、ここで担当委員の説明をお願いするところがございますが、担当委員欠員につきまして、省略します。補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、富田委員、お願いいたします。

富田委員 本日上程されました議案第4号の番号1につきまして、所見を述べさせていただきます。

去る22日に現地確認をしてまいりました。当該申請地は、以前キュウリの促成栽培用にビニールハウスを建てたいので、借り受けたいという要望があったところでございます。日照時間や設置費用の問題でまとまらずに、農業委員会には諮られることはありませんでした。今回3反2畝ほどの面積を4分筆して、一部を所有権移転し、ジビエの解体加工所を建設する計画です。獣害で捕獲した獣の処分施設はこれから必要だとは思いますが、近隣住民への説明など丁寧な対応をする必要もあるかと思えます。

また、土地所有者の方とお話をしたのですけれども、分筆した残りの半分ほどの農地の管理なのですが、本人はもう高齢で畑仕事もできないので、今回の譲受人に無償で貸すので、お願いしたいそうです。譲受人も将来そこを買い取りたい意向があるようなので、ご出席の委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時15分

議長 それでは、再開いたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第4号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

続いて、議案第4号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号番号2について説明いたします。

議案第4号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は204平方メートルです。譲受人、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方で夫婦であります。申請理由は自己用住宅（敷地拡張）で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校の西、約10メートルのところ申請地になります。今申請は、築40年の自宅の建て替え手続を進めていたところ、物置の一部が、今申請地に越境して建てられていたことが判明いたしました。なお、自宅の建て替えに当たり、この物置に家財道具がしまっていることから、今申請地を含め宅地と一体利用したいとのことで、始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、本来であれば、ここで担当委員の説明をお願いするところですが、担当委員欠員につきまして、省略します。補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、富田委員、お願いいたします。

富田委員 上程されました議案第4号の番号2につきまして、所見を述べます。

現地確認を22日してまいりました。申請地を含め、敷地拡張し住宅を新築することは、特段周囲への影響があるとは思えません。始末書が添付されていますように無許可で物置を建てた転用違反がありました。

どうか委員皆様方の寛大なるご配慮でご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第4号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、議案第4号番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号番号3について説明いたします。

議案第4号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は198平方メートルです。譲受人、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方で兄弟であります。申請理由は駐車場で、権利の種類は所有権の移転となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の下方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根7区おきうね農園の南西、約350メートルのところが申請地になります。現在、2世帯、家族6人で生活をしておりますが、車を4台所有していることから、今申請地の所有者である親族から駐車場として土地を借りていましたが、このたび、今申請地を譲り受けることとなったため、駐車場として利用したいとの申請であります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断さ

れます。なお、この農地は、令和3年10月の農政総合推進協議会において審議され、令和4年2月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、本来であれば、ここで担当委員の説明をお願いするところですが、欠員につきまして、省略します。補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、小室委員、お願いいたします。

小室委員 6番、小室です。議案第4号番号3について所見を述べさせていただきます。

現地のほうを確認しましたところ、現況は畑で、家庭菜園として利用している状況となっております。駐車場に転用したとしても周辺農地への影響もないと思われますので、委員皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第4号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、議案第4号番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号番号4について説明いたします。

議案第4号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は17平方メートルです。譲受人、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅（敷地拡張）で、権利の種類は所有権の移転となっております。

7ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米5区苧米池の西、約50メートルのところ申請地になります。今申請は、自宅敷地内の石垣の一部が崩れ、地盤が下がってきてしまったことから、今申請地を譲り受け、コンクリート擁壁により法面を保護したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、この農地は、令和3年10月の農政総合推進協議会において審議され、令和4年2月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第4号番号4について、推進委員として意見を申し上げます。

去る3月22日に農業委員の若林委員と同行して現地及び申請箇所の確認をしました。ただいま事務局からの説明があったとおり、擁壁がちょっとはらんでいるということで、改修を重点的に、鉄筋コンクリートの擁壁で前あてをするというような工事をやるということでございます。近隣の農地に影響を及ぼすようなことではないと思いますので、周辺農地に影響はないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、若林委員、お願いいたします。

若林委員 本件につきましては、平沼推進委員の説明のとおりでございます。

既に石垣等が崩れかけておまして、早急に石垣をして災害に備えなければならないところと思われまますので、敷地の拡張について許可相当と思われまますので、よろしくお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

4番。

町田委員 これは関連法令の関係なのですが、農地法の関係で直接関係あるわけではないのですが、建築基準法という法律があります。その中で、高

さがここ何メートルあるか、私はさっき言われていなかったので分かりませんが、高さが2メートルを超える擁壁の場合には、これは擁壁の確認申請というのを出してきますので、その辺のことも担当部局と相談して指導したほうがいいと思います。

以上でございます。

議 長
事 務 局
町 田 委 員
議 長

事務局。
直高で2メートル以内です。
では、大丈夫です。
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長

なければ、以上で質疑を終結いたします。
お諮りします。上程中の議案第4号番号4につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長

全員賛成です。
よって、議案第4号番号4 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、議案第4号番号5について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第4号番号5について説明いたします。
議案第4号番号5の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります3筆です。台帳地目は畑及び田、現況地目は畑で、計画面積は1,986平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市内の法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり町内及び飯能市在住の方であります。申請理由は建築条件付売買予定地で、権利の種類は所有権の移転となっております。
8ページ目を御覧ください。案内図5で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬中学校の西、約300メートルのところが申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、建築条件付売買予定地として転用をしたいとの申請でございます。なお、計画面積が1,000平方メートルを超えておりますので、町建設課と開発協議を進めていると伺っております。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メー

トル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、本来であれば、ここで担当委員の説明をお願いするところですが、担当委員欠員につきまして、省略します。補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、富田委員、お願いいたします。

富田委員 上程されました議案第4号の番号5につきまして、所見を述べます。

現地確認を22日にしてまいりました。申請地は、大堀川沿いの通学、買物等の交通の便がよい環境に恵まれているところです。計画では8棟を予定し、排水は下水道へ、周囲への影響も少ないと思われまます。また、これも始末書が添付されております。旧母屋に隣接してトタン囲いの車庫、それから砂利敷の駐車場が長期にわたり転用違反がありました。土地所有者の方にも立ち会っていただきましたが、そこ以外は休耕地ではありますが、保全管理をしっかりといただいて、きれいな状態でした。本人もいたく反省しておりますので、委員皆様の寛大なるご配慮でご審議をいただきたいと存じます。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時38分

議長 それでは、再開いたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第4号番号5につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号番号5 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達すること

に決定いたしました。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これを持ちまして閉会といたします。

(午前10時40分)